

党 則 改 正

党則の一部を改正する案 要綱

一 最高顧問の設置

必要に応じ、本党に新たに最高顧問を置くこと。

(党則第六十八条～第七十条関係)

二 附則

この改正は、令和七年三月九日から実施すること。

以 上

党則の一部を改正する案 新旧対照表

_____は、改正部分を示す。

改 正 案	現 行
略	略
第十章 その他の機関 第一節 顧問 第六十八条 本党に、<u>最高顧問及び顧問</u>若干名を置く<u>ことができる</u>。 第六十九条 <u>最高顧問及び顧問</u>は総務会の議を経て、総裁が広く有識者の中から委嘱する。 第七十条 <u>最高顧問及び顧問</u>は、総裁又は党執行機関の諮問に応じて意見を述べるものとする。	第十章 その他の機関 第一節 顧問 第六十八条 本党に、顧問若干名を置く。 第六十九条 顧問は総務会の議を経て、総裁が広く有識者の中から委嘱する。 第七十条 顧問は、総裁又は党執行機関の諮問に応じて意見を述べるものとする。
略	略
附 則（令和六年三月十七日一部改正） この改正は、令和六年三月十七日から実施する。 <u>附 則（令和七年三月九日一部改正）</u> <u>この改正は、令和七年三月九日から実施する。</u>	附 則（令和六年三月十七日一部改正） この改正は、令和六年三月十七日から実施する。